

議案第6号

大口町都市公園条例の一部改正について

大口町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月28日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成29年政令第156号）により、都市公園法施行令の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町都市公園条例の一部を改正する条例

大口町都市公園条例（昭和57年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の5第2項中「ただし書き」を「ただし書」に改め、「昭和31年政令第290号」の次に「。以下「政令」という。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第3条の6 政令第8条第1項の規定により条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大口町都市公園条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)</p> <p>第3条の5 略</p> <p>2 法第4条第1項<u>ただし書</u>の条例で定める範囲は、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。<u>以下「政令」という。</u>)第6条第2項から第5項までに定める範囲とする。</p> <p><u>(公園施設に関する制限)</u></p> <p><u>第3条の6 政令第8条第1項の規定により条例で定める割合は、100分の50とする。</u></p>	<p>(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)</p> <p>第3条の5 略</p> <p>2 法第4条第1項<u>ただし書き</u>の条例で定める範囲は、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第6条第2項から第5項までに定める範囲とする。</p>

改正要旨

1 改正の目的

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成29年政令第156号）により、都市公園法施行令の一部が改正され、運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合（以下「運動施設率」という。）をそれぞれの自治体で条例に定めることとなったことに伴い、この条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

これまで、運動施設率は都市公園法施行令第8条第1項により一律で100分の50を超えてはならないとされてきましたが、従来の基準を参酌した上で、地域の実情に応じて、それぞれの自治体が定めることとなりました。

都市公園は、休息や散歩等の町民の自由な利用に供されるべき公共施設であり、そのオープンスペースを確保していく必要があります。引続き、良好な空間を確保していく必要があるため、大口町では、運動施設率を従来の基準と同じ100分の50とします。

※運動施設…野球場、陸上競技場、サッカー場、テニスコート、ゲートボール場、水泳プール等

3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。